

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点
Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方	Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方
Ⅲ－１－４ 財務局との連携等	Ⅲ－１－４ 財務局との連携等
(１)・(２) [略]	(１)・(２) [略]
(３) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 48 条等の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請等があったときは、少額短期保険業者に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、事情を調査の上、財務局の意見を付して、 <u>資産運用・保険監督局長</u> に進達することとするほか、当該少額短期保険業者に関して参考となる情報があれば、適宜、 <u>資産運用・保険監督局担当部門</u> に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。	(３) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 48 条等の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請等があったときは、少額短期保険業者に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、事情を調査の上、財務局の意見を付して、 <u>監督局長</u> に進達することとするほか、当該少額短期保険業者に関して参考となる情報があれば、適宜、 <u>監督局担当部門</u> に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。
Ⅲ－１－５ 内部委任等	Ⅲ－１－５ 内部委任等
Ⅲ－１－５－４ 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について 銀行の営業免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。	Ⅲ－１－５－４ 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について 銀行の営業免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。

改 正 後	現 行
従って、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を別紙様式Ⅶ－4により取りまとめ、これをその年の4月末日までに<u>資産運用・保険監督局</u>に報告するものとする。	従って、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を別紙様式Ⅶ－4により取りまとめ、これをその年の4月末日までに<u>監督局</u>に報告するものとする。
Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１０ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、少額短期保険業者等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。	Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１０ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、少額短期保険業者等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。
（１）金融庁電子申請・届出システム 少額短期保険業者等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる<u>金融モニタリングシステム（FIMOS）</u>（以下「FIMOS」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。	（１）金融庁電子申請・届出システム 少額短期保険業者等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる<u>金融庁業務支援統合システム</u>（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。
（２）<u>金融モニタリングシステム（FIMOS）</u> 業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則	（２）<u>金融庁業務支援統合システム</u> 業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則

改正後	現 行
として、<u>FIMOS</u> を利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 登録 （１）登録審査等 ① 登録に関する相談が登録希望者からあった場合、財務局は、<u>資産運用・保険監督局担当部門</u>にその内容を報告するなど、密接な情報連携に努める。また、登録審査に当たっては、少額短期保険業者の取扱保険商品や会社の規模等が多様であることに十分留意しつつ、登録希望者の事業意欲や創意工夫を阻害することがないように、登録制度の趣旨を踏まえた迅速かつ的確な審査を進めるものとする。 ②～⑦ [略] （２）～（５） [略] Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 （１）登録申請書等の受理及び確認 ①～⑧ [略] ⑨ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び	として、<u>統合システム</u>を利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 登録 （１）登録審査等 ① 登録に関する相談が登録希望者からあった場合、財務局は、<u>監督局担当部門</u>にその内容を報告するなど、密接な情報連携に努める。また、登録審査に当たっては、少額短期保険業者の取扱保険商品や会社の規模等が多様であることに十分留意しつつ、登録希望者の事業意欲や創意工夫を阻害することがないように、登録制度の趣旨を踏まえた迅速かつ的確な審査を進めるものとする。 ②～⑦ [略] （２）～（５） [略] Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 （１）登録申請書等の受理及び確認 ①～⑧ [略] ⑨ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び

改正後	現 行
規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。 ア. ～オ. [略] カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。 (ア)・(イ) [略] (ウ)有効期限内の以下の書類の写し 運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書</u>、福祉手帳（精神障がい者保健福祉手帳、身体障がい者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、<u>在留カード</u>、特別永住者証明書又はマイナンバーカード (注)定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 キ. [略] (2) ～ (10) [略]	規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。 ア. ～オ. [略] カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。 (ア)・(イ) [略] (ウ)有効期限内の以下の書類の写し 運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書（令和 7 年 12 月 1 日までに限り健康保険証を含む）</u>、福祉手帳（精神障がい者保健福祉手帳、身体障がい者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、<u>住民基本台帳カード</u>、<u>在留カード</u>、特別永住者証明書又はマイナンバーカード (注)定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 キ. [略] (2) ～ (10) [略]